

算定_短期生活長期利用者減算の対象となる可能性があります

介護給付費縦覧審査確認表（請求事業所）

事業所番号	1970000001
事業所名	サービス事業所01
事業所担当者氏名	事業所 太郎
連絡先電話番号	99-9999-9999

令和**年**月縦覧審査分

確認表記入者の氏名と電話番号を記入して下さい。

令和〇年〇月〇日

以下は貴事業所の介護請求明細書について縦覧点検審査処理を行った結果、請求内容に疑義があるものです。内容を確認の上、確認調整結果を記入してください。また、対象帳票が「算定」「重複」「単独」の場合は、過誤を「する」・「しない」のいずれかに〇を付けて平成〇年〇月〇日までにご返送ください。

山梨県国民健康保険団体連合会

対応番号	確認対象情報							関連情報				
	対象帳票	証記載保険者番号 証記載保険者名	被保険者番号 被保険者名	サービス提供年月	サービス	日数/回数	縦覧点検出力事由	サービス提供年月	事業所番号	電話番号	サービス	日数/回数
1	算定	191001 保険者01	0000000001 かこ 太郎	R2.8	21 2141 併設短期生活 I 4	30	短期生活長期利用者減算の対象となる可能性があります	R2.7	1970000001 サービス事業所01		21 2141 併設短期生活 I 4	30
	確認の観点	減算が必要であるか、必要である場合は減算対象の日数分減算されているか		(確認調整結果記入欄) 請求誤りのため過誤				過誤 する ・ しない				
	上記縦覧審査内容について、貴事業所での確認調整結果を右に記入してください。											

又は

(確認調整結果記入欄) 自宅でご過ごした日 〇月〇日	過誤 する ・ しない
----------------------------------	----------------------

退所後に自宅等で過ごした日を記入して下さい。

算定_短期生活長期利用者減算の対象となる可能性があります

- 内容・ ・短期生活長期利用者減算の対象となる可能性があります

 - 報酬算定上の制限
 - ・ ・短期入所サービスを30日連続して利用した場合、30日を超えた日より減算する必要があります。

 - 原因・ ・前回の退所日から1日空けて再入所している場合であって、かつ、当月に短期生活長期利用減算の請求が無い場合、空白の1日が自宅に帰宅したのか、自費で利用されたのか本会システムでは判断がつかないため、請求内容に疑義があるものとして出力されます。（「関連情報」には前月の短期入所の請求が表示されます。）
 - 例) 7/1~7/30 まで利用
 - 7/31…居宅 or 自費利用 ※本会システムでは判断不可**
 - 8/1~8/30 まで利用

 - 対応・ ・①退所して再入所するまでの間に、自宅等に戻らず自費で入所し続けていないかを確認して下さい。確認した結果、自宅等に帰宅されていることが判明した場合は、「確認調整結果記入欄」に在宅等で過ごした日を記入して、「過誤しない」に○をつけて返送して下さい。
 - ②確認した結果、請求内容の誤りであった場合は、「過誤する」に○をつけて、過誤申立書と併せて返送して下さい。
-